

高知県土地改良施設PCB廃棄物処理促進対策事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、高知県補助金等交付規則（昭和43年高知県規則7号）第24条の規定に基づき、高知県土地改良施設PCB廃棄物処理促進対策事業の補助金の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

(補助目的及び補助対象事業)

第2条 県は、土地改良施設に係るPCB廃棄物による環境汚染や紛失等のリスクの軽減を図るため、土地改良施設PCB廃棄物処理促進対策事業実施要綱（平成22年4月1日付け21農振第2326号農林水産事務次官依命通知。以下「実施要綱」という。）及び土地改良施設PCB廃棄物処理促進対策事業実施要領（平成22年4月1日付け21農振第2327号農村振興局長通知。以下「実施要領」という。）に基づき、実施要綱第3に定める事業実施主体（以下「補助事業者」という。）が実施要綱第2に定める事業を実施するために必要な経費について、補助事業者に対して、予算の範囲内で補助金を交付する。

(補助金の対象経費及び補助金の額)

第3条 前条に規定する補助対象事業の対象経費の内容及び補助金の額は、次の表に定めるとおりとする。

補助対象経費	補助率
実施要領第3に定める経費	補助対象経費の10分の5以内

(補助金の交付の申請)

第4条 補助事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、別記第1号様式による補助金交付申請書を知事に提出しなければならない。

- 2 補助事業者は、前項の補助金交付申請書を提出するに当たって、当該補助金に係る消費税仕入控除税額等（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除することができる部分の金額及び当該金額に100分の25を乗じて得た金額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）がある場合は、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が明らかでない場合は、この限りでない。

(補助金の交付の決定)

第5条 知事は、前条第1項の補助金交付申請書の提出があった場合において、補助金を交付することが適当であると認めたときは、交付の決定を行い当該補助事業者に通知するものとする。ただし、当該補助事業者が別表に掲げるいずれかに該当すると認めるときを除く。

- 2 知事は、前項の規定により補助金の交付を決定する場合において、必要があるときは、条件を付することができる。

(補助金の変更承認の申請)

第6条 補助事業者は、補助金の交付の決定を受けた補助事業において、次の各号のいずれかに該当する変更を行う場合は、あらかじめ別記第2号様式による補助金変更承認申請書を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

- (1) 補助事業の中止、又は廃止
- (2) 補助事業者又は補助事業の実施箇所の変更
- (3) 補助金額の変更

2 知事は、前項の補助金変更承認申請書の提出があった場合は、その内容を審査し、補助金を変更交付することが適当であると認めるときは、変更交付を決定し、当該補助事業者に通知するものとする。

(実績報告)

第7条 補助事業者は、補助事業が完了した日から起算して30日を経過した日又は当該年度の3月31日のいずれか早い期日までに、別記第3号様式により実績報告書を知事に提出しなければならない。ただし、これにより難しい場合は、翌年度の4月15日までに提出するものとする。

2 第4条第2項ただし書の規定により補助金の交付の申請をした補助事業者は、前項の実績報告を提出するに当たって、当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が明らかになった場合は、これを補助金額から減額して報告しなければならない。

3 第4条第2項ただし書により補助金の交付の申請をした補助事業者は、第1項の実績報告を提出した後において、消費税の申告により当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が確定した場合は、その金額を別記第4号様式による消費税仕入控除税額等報告書により速やかに知事に報告するとともに、知事の返還命令を受けて、これを返還しなければならない。

(補助の条件)

第8条 補助事業者は、補助金に関する経理についての収支を明確にした証拠書類等を整備し、かつ、これらの書類等を補助金の交付の決定があった会計年度の翌年度から起算して5年間保管しなければならない。

2 補助事業者は、補助事業の実施に当たっては、別表に掲げるいずれかに該当すると認められるものを契約の相手方としない等の暴力団等の排除に係る県の取扱いに準じて行わなければならない。

3 知事は、必要があると認めるときは、補助事業者に対し、補助金に係る補助事業の実施状況、使途その他必要な事項について報告を求め、又は必要な調査を行うことができる。

(補助金の交付の決定の取消し)

第9条 知事は、補助事業者が別表に掲げるいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(グリーン購入)

第10条 補助事業者は、補助金に係る事業の実施において物品等を調達する場合は、県が定める「高知県グリーン購入基本方針」に基づき環境物品等の調達に努めるものとする。

(情報の開示)

第 1 1 条 補助事業又は補助事業者に関して、高知県情報公開条例（平成 2 年高知県条例第 1 号）に基づく開示請求があった場合は、同条例第 6 条第 1 項の規定による非開示項目以外の項目は、原則として開示を行うものとする。

(委任)

第 1 2 条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、知事が別に定める。

(付則)

- 1 この要綱は、平成 2 3 年 4 月 2 2 日から施行する。
- 2 この要綱は、平成 2 6 年 5 月 3 1 日限り、その効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付された補助金については、第 7 条第 3 項、第 8 条、第 9 条及び第 1 1 条の規定は、同日以降もなおその効力を有する。

別表（第5条、第8条及び第9条関係）

- 1 暴力団（高知県暴力団排除条例（平成22年高知県条例第36号。以下「暴排条例」という。）第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等（暴排条例第2条第3号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）であるとき。
- 2 暴排条例第18条又は第19条の規定に違反した事実があるとき。
- 3 その役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同様以上の支配力を有するものと認められる者を含み、法人以外の団体にあつては、代表者、理事その他これらと同様の責任を有する者をいう。以下同じ。）が暴力団員等であるとき。
- 4 暴力団員等がその事業活動を支配しているとき。
- 5 暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用しているとき。
- 6 暴力団又は暴力団員等がその経営又は運営に実質的に関与しているとき。
- 7 いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員等に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与え、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与したとき。
- 8 業務に関し、暴力団又は暴力団員等が経営又は運営に実質的に関与していると認められる者であることを知りながら、これを利用したとき。
- 9 その役員が、自己、その属する法人その他の団体若しくは第三者の利益を図り、又は第三者に損害を加えることを目的として、暴力団又は暴力団員等を利用したとき。
- 10 その役員が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

高知県知事 様

住 所
団 体 名
代表者名
生年月日
印

土地改良施設PCB廃棄物処理促進対策事業費補助金交付申請書

平成 年度において、下記のとおり事業を実施したいので、高知県土地改良施設PCB廃棄物処理促進対策事業費補助金交付要綱第4条第1項の規定により、補助金 円の交付を申請します。

記

1 事業の目的

土地改良施設に係るPCB廃棄物による環境汚染や紛失等のリスクの軽減を図る。

2 事業の内容

土地改良施設の管理者が保管するPCB廃棄物を処理するために必要な収集運搬

3 経費の配分

区 分	補助事業に要 する経費	負担区分			備考
		県補助金	市町村費	その他	
土地改良施設PCB廃棄物 処理促進対策事業 事業費	円	円	円	円	

（注）「備考」欄は、仕入れに係る消費税相当額について、これを減額した場合は「減額した金額」を、同税額がない場合は「該当なし」と、同税額が明らかでない場合は「含税額」とそれぞれ記入してください。

4 事業完了予定年月日

平成 年 月 日

5 収支予算

(1) 収入の部

(単位：円)

区 分	本年度予算額	備 考
県補助金		
市町村補助金		
その他		
合計		

(2) 支出の部

(単位：円)

区 分	本年度予算額	備 考
事業費		
合計		

6 添付資料

別紙1及び別紙2を添付してください。

高知県知事 様

住 所
団 体 名
代表者名
印

土地改良施設PCB廃棄物処理促進対策事業費補助金変更承認申請書

平成 年 月 日付け高知県指令 高農基第 号で交付の決定がありました補助金
について、下記のとおり計画を変更し〔、補助金 円の追加交付（減額承認）を受
け〕たいので、土地改良施設PCB廃棄物処理促進対策事業費補助金交付要綱第6条第1項の規
定により申請します。

記

1 変更の理由

2 変更の内容

3 経費の配分

区 分	補助事業に要 する経費	負担区分			備考
		県補助金	市町村費	その他	
土地改良施設PCB廃棄物 処理促進対策事業 事業費	円	円	円	円	

（注）「備考」欄は、仕入れに係る消費税相当額について、これを減額した場合は「減額した金額」を、同税額がない場合は「該当なし」と、同税額が明らかでない場合は「含税額」とそれぞれ記入してください。

4 事業完了予定年月日

平成 年 月 日

5 収支予算

(1) 収入の部

(単位：円)

区 分	本年度予算額	備 考
県補助金		
市町村補助金		
その他		
合計		

(2) 支出の部

(単位：円)

区 分	本年度予算額	備 考
事業費		
合計		

6 添付資料

別紙1及び別紙2を添付してください。

(注) 変更に係る部分について、変更前を括弧書で上段に記入してください。

高知県知事 様

住 所
団 体 名
代表者名
印

土地改良施設PCB廃棄物処理促進対策事業費補助金実績報告書

平成 年 月 日付け高知県指令 高農基第 号で交付の決定がありました補助金について、下記のとおり事業を実施しましたので、土地改良施設PCB廃棄物処理促進対策事業費補助金交付要綱第7条第1項の規定によりその実績を報告します。

記

1 事業の目的

土地改良施設に係るPCB廃棄物による環境汚染や紛失等のリスクの軽減を図る。

2 事業の内容

土地改良施設の管理者が保管するPCB廃棄物を処理するために必要な収集運搬

3 経費の配分

区 分	補助事業に要する経費	負担区分			備考
		県補助金	市町村費	その他	
土地改良施設PCB廃棄物処理促進対策事業 事業費	円	円	円	円	

（注）「備考」欄は、仕入れに係る消費税相当額について、これを減額した場合は「減額した金額」を、同税額がない場合は「該当なし」と、同税額が明らかでない場合は「含税額」とそれぞれ記入してください。

4 事業完了年月日

平成 年 月 日

5 収支予算

(1) 収入の部

(単位：円)

区 分	本年度精算額	本年度予算額	比較増減		備考
			増	減	
県補助金					
市町村補助金					
その他					
合計					

(2) 支出の部

(単位：円)

区 分	本年度精算額	本年度予算額	比較増減		備考
			増	減	
事業費					
合計					

6 添付資料

別紙1及び別紙2を添付してください。

第4号様式（第7条関係）

第 号
平成 年 月 日

高知県知事 様

住 所
団 体 名
代表者名 印

土地改良施設PCB廃棄物処理促進対策事業費補助金に係る消費税仕入控除税額等報告書

平成 年 月 日付け高知県指令 高農基第 号で交付の決定がありました補助金について、土地改良施設PCB廃棄物処理促進対策事業費補助金交付要綱第7条第3項の規定により、下記のとおり報告します。

記

1 補助金の額の確定額	金	円
2 実績報告時に減額した消費税仕入控除税額	金	円
3 消費税等の申告により確定した消費税仕入控除税額	金	円
4 補助金返還相当額（3－2）	金	円

（注）地区別の内訳資料その他参考となる資料を添付してください。

経費の配分及び事業計画の概要

事業名	土地改良施設PCB廃棄物処理促進対策事業				地区名			施行年度							
費目	工種	総量		前年度まで		本年度						翌年度以降		備考	
		事業量	事業費	事業量	事業費	事業量	事業費	国庫補助金	国庫補助率	国庫補助以外の財源			事業量		事業費
			(円)		(円)		(円)	(円)		都道府県費	市町村費	土地改良区 その他		(円)	
工事費															
事業費	収集運搬														
															工期
															施設管理者
計									50						

別紙2

平成 年度 土地改良施設PCB廃棄物処理促進対策事業 実施計画書

都道府県名	施設管理者 市町村・土地改良 区等名	PCB廃棄物の種類	数量		事業費 (円)	国費 (円)	関係機関との調整状況	備考
			個数	重量(Kg)				
局 合 計								

(注)「関係機関との調整状況」欄には、所在地域の都道府県のPCB廃棄物処理計画及び広域協議会等での位置付け並びに処分時期、方法等に関するJESCO(日本環境安全事業株)、収集運搬業事業者等の関係機関との調整状況を簡潔に記入してください。